

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山長又三郎の上告理由について。

本件の原審（控訴審）に係属中、被控訴人B 1 電気実業株式会社は、昭和二八年六月一七日B 2 商事株式会社に合併、解散したことは、記録添付の登記簿抄本によつて明らかであり、これにより、原審における訴訟手続の中断したことは所論のとおりである。しかしながら、右被控訴人の承継人たるB 2 商事株式会社は、当審において中断した訴訟手続を受継する旨の申立をし、かつ、さきに被控訴人B 1 電気実業株式会社の代表者取締役Dが原審において、右中断中に、被控訴会社の法律上代理人としてした訴訟行為を追認したことは、記録上明らかであるから、これによつて中断中になされた訴訟行為の瑕疵は、すべて治癒せられ遡つて有効となつたものと解すべきである。

よつて論旨は理由なく、民訴三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 池 田 克

裁判官谷村唯一郎は退官につき署名押印できない。

裁判長裁判官 小 谷 勝 重